改正後	改正前
2　放送業務用伝搬障害防止区域	2　［同左］
1　削除	1　(1)　栃木県宇都宮市中央３－１－２　(171.30) (2)　栃木県宇都宮市塙田５－１－１　(192.30)　北緯36度33分25秒東経139度53分04秒の地点と北緯36度34分12秒東経139度53分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［2～6　略］	［2～6　同左］
［3・4　略］	［3・4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十四　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1～3　略］	［1～3　同左］
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域	4　［同左］
［1～19　略］	［1～19　同左］
20　(1)　愛知県瀬戸市山路町134　(362.00) (2)　愛知県春日井市十三塚町１―43　(121.40)　北緯35度12分06秒東経137度08分10秒の地点と北緯35度15分51秒東経136度59分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	20　(1)　愛知県瀬戸市山路町134　(361.70) (2)　愛知県春日井市十三塚町十三塚１―43　(121.40)　［同左］
［21～42　略］	［21～42　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十五　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～66　略］	［1～66　同左］
67　削除	67　(1)　群馬県吾妻郡高山村大字中山字子持山　(1206.30) (2)　群馬県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字金子491　(361.30)　北緯36度35分18秒東経138度59分29秒の地点と北緯36度32分42秒東経138度56分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［68～117　略］	［68～117　同左］
［2～5　略］	［2～5　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	